

第23回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

株式会社アイスタイル

上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.istyle.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称等

連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称

株式会社アイスタイルリテール、株式会社アイスタイルトレーディング、株式会社アイスタイルキャリア、株式会社ISパートナーズ、株式会社メディア・グローブ、株式会社Over The Border、株式会社istyle me、istyle China Co., Limited、istyle Global (Singapore) Pte.Limited、istyle China Corporation Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、i-TRUE Communications Inc.、MUA Inc.、Glowdayz, Inc.

なお、当連結会計年度において、連結子会社である、株式会社コスメネクストは2021年7月1日付で株式会社コスメ・コムを吸収合併し、株式会社アイスタイルリテールに社名変更しております。

また、連結子会社であった株式会社Eat Smartは、保有する全株式を売却したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。なお、連結子会社であったistyle Retail (Thailand) Co., Limited及びistyle USA, Inc.は、解散登記手続きが完了したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

さらに、Glowdayz, Inc.は2021年8月31日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

istyle Retail (Thailand) Co.,Limited、istyle USA, Inc.

連結の範囲から除いた理由

解散登記手続きが完了したため連結の範囲から除外し、清算が終了するまで非連結子会社としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

株式会社iSGSインベストメントワークス

LIME株式会社

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

istyle Retail (Thailand) Co.,Limited、istyle USA, Inc.

持分法を適用しない理由

解散登記手続きが完了したため連結範囲から除外し、清算が終了するまで非連結子会社としており、持分法の適用範囲からも除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(ii) 棚卸資産

商品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

その他 4～15年

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

(iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(iii) 投資損失引当金

投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

主として、On Platform事業のサービスの提供については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務が充足されるにしたがって、収益を認識しております。顧客へのサービスの提供が当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

Beauty Service事業の化粧品ECサイトの運営の履行義務の充足時点については、当該商品は自国内での販売のみであり、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。Beauty Service事業の化粧品専門店の運営事業の履行義務については、商品を顧客へ引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しております。

さらに、他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムにかかるポイント負担金について、ポイント負担金を差し引いた金額で収益認識することとしております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(i) のれんの償却方法及び償却期間

効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(ii) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(iii) 連結納税制度の適用

当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

(iv) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識してはりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。また、広告に係る製作費について、従来制作物の納品時に一時点で収益を認識してはりましたが、広告の掲載にあわせて一定期間にわたって計上する方法に変更しております。さらに、他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムにかかるポイント負担金について、従来は販売費及び一般管理費として計上してはりましたが、ポイント負担金を差し引いた金額で収益認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は272百万円減少し、売上原価は30百万円減少し、販売費及び一般管理費は244百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ1百万円減少しております。1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は31百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 科目名及び当連結会計年度計上額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
店舗用固定資産※1	1,207
店舗用固定資産に関する減損損失※2	130

※1 連結貸借対照表の有形固定資産との差額160百万円は、店舗以外の固定資産です。

※2 連結損益計算書の減損損失との差額81百万円は、店舗以外の資産に係る減損損失です。

内訳は、「6.連結損益計算書に関する注記」に記載のとおりです。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各店舗を基本単位として区分し、継続的な収支の把握が可能な資産単位でグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込みである店舗設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。香港の一部店舗において130百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

キャッシュ・フローの見積り期間について、主要な資産の経済的残存使用年数を見積り期間としております。また、キャッシュ・フローの見積り方法は、資産グループ毎に営業利益を見積りの上、必要な項目を加減算する方法で、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

日本では数度の緊急事態宣言が発令される等、日本を含む多くの国で新型コロナウイルス感染症の

一時的拡大がみられ、日本国内外の一部店舗においては、営業時間の短縮等による影響を受けております。

国内の店舗におきましては、前連結会計年度の連結注記表に記載した新型コロナウイルスの影響等の仮定について重要な変更はなく、将来キャッシュ・フローを算定しております。

また、香港店舗において、2022年2月の春節にあわせて入境制限の大幅な緩和を想定しておりましたが、香港内におけるオミクロン株の発生により、入境制限の大幅な緩和が見込めないため、インバウンド需要は回復しないと仮定して、将来キャッシュ・フローを算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画における主要な仮定は、見積りの不確実性が高く、回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

なお、将来キャッシュ・フローにおいては、新型コロナウイルスの影響を加味しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確実性が高く、感染拡大がさらに長期化した場合や深刻化した場合は、会計上の見積りに影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2022年6月30日)
	2,589百万円

(2) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年6月30日)
受取手形	33百万円
売掛金	3,017百万円
契約資産	103百万円
計	3,153百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
On Platform事業 事業資産	東京都	建物	4百万円
		その他（有形固定資産）	9百万円
		ソフトウェア	1百万円
	計		14百万円
Global事業 店舗設備	香港（4店舗）	建物	15百万円
		リース資産（有形）	105百万円
		その他（有形固定資産）	4百万円
		ソフトウェア	5百万円
計		130百万円	
全社資産	東京都	建物	45百万円
		その他（有形固定資産）	4百万円
		敷金及び保証金	18百万円
	計		67百万円
合計			211百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各事業・各店舗を基本単位として区分し、継続的な収支の把握が可能な資産単位でグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込みである事業資産・店舗設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、On Platform事業の事業資産と全社資産につきましては、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能額は零と算定しております。店舗設備の使用価値の算定の際に適用した割引率は3.5%を用いております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 74,146,800株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,800,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、また設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等からの借入にて調達しております。デリバティブ取引については、ヘッジ手段として用いる場合を除き、原則として行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日となっております。短期借入金、長期借入金は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

(ii) 市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注)2.を参照ください)。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 投資有価証券	436	436	—
② 敷金及び保証金 (※)	1,560	1,512	△48
資産計	1,996	1,948	△48
① 長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	8,156	8,194	37
② リース債務 (長期リース債務を含む)	143	145	2
負債計	8,300	8,339	39

※ 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等

営業投資有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 上場株式 ※1	61
② 非上場株式	974
投資損失引当金 ※2	△65
	909
合計	969

※1 TOKYO PRO Marketに上場している株式ですが、市場での取引がないため、市場価格のない株式等に含めております。

※2 非上場株式に係る投資損失引当金を控除しております。

投資有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式	248
② 投資事業組合への出資持分	686
合計	935

これらについては、市場価格がないため、「資産① 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	5,828	—	—	—
受取手形、売掛金及び 契約資産	3,153	—	—	—
合計	8,981	—	—	—

(注) 4. 長期借入金、リース債務の決算日後の償還予定

(単位：百万円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	6,428	154	104	104	104	1,261
リース債務 (長期リース債務を含む)	117	23	3	1	—	—
合計	6,545	177	107	106	104	1,261

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	436	—	—	436
資産計	436	—	—	436

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	1,512	—	1,512
資産計	—	1,512	—	1,512
長期借入金 (1年内返済予定のものを含 む)	—	8,194	—	8,194
リース債務 (長期リース債務を含む)	—	145	—	145
負債計	—	8,339	—	8,339

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（長期リース債務を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント				合計 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	
売上高					
一時点で移転される財	—	21,902	3,649	3	25,555
一定の期間にわたり 移転される財	7,317	—	598	932	8,847
顧客との契約から生じる収益	7,317	21,902	4,247	935	34,401
外部顧客への売上高	7,317	21,902	4,247	935	34,401

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等 (単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,629	3,050
契約資産	77	103
契約負債	368	516

契約負債は主に、顧客からの前受金及び販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関連するものです。当社グループから顧客にポイントが付与された時点で契約負債を計上し、利用又は失効した時点で履行義務を充足したと判断し、契約負債を取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、368百万円でありませ

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 118.31円

(2) 1株当たり当期純損失 8.00円

(注)「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は0.45円増加し、1株当たり当期純損失は0.01円減少しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(募集新株予約権（業績連動型新株予約権）の発行)

当社は、2022年8月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対し第26回新株予約権を、当社の取締役に第27回新株予約権を発行することを決議いたしました。

概要は以下の通りとなっております。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株主を意識した経営を一層推進することを目的として、当社取締役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

当社は2020年4月3日開催の取締役会において、当社の従業員及び当社子会社取締役に第21回新株予約権を、当社の取締役に第22回新株予約権を発行することを決議し、付与しております。これらは中長期的な当社の企業価値の向上に対するコミットメントをさらに高めることを目的としており、行使の条件として利益目標の達成を設定しておりました。しかしながら、直近の当社業績等を鑑み行使の条件としている利益目標の変更が必要であると判断し、第21回及び第22回新株予約権を消却もしくは消滅させた上で、第26回及び第27回新株予約権として発行することといたしました。なお、第21回及び第22回新株予約権につきましては、2022年9月13日に消却もしくは消滅の手続きを致します。

業績条件達成による収益力向上によって、一株当たり当期純利益（EPS）は向上すると見込んでおり、最終的に既存株主の皆様への利益にもつながるものと考えております。

II. 第26回新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の割当日

2022年9月13日

(2) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2022年9月13日

(3) 本新株予約権の数

12,122個

(4) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	2名	400個	当社従業員	121名	10,812個
当社子会社取締役	3名	710個	当社子会社従業員	20名	200個

(5) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 1,212,200株 (第26回新株予約権 1個当たり100株)

(6) 発行価額

新株予約権 1個当たり377円

(7) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額

1株当たり29.7円

行使価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他一定の事由が生じた場合に適宜調整される。

(8) 新株予約権の行使期間

2023年10月1日から2026年2月28日まで

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2023年6月期、2024年6月期及び2025年6月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが2,500百万円以上の場合に、本新株予約権を行使することができる。

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、EBITDAの額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDAの額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2024年12月31日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社は、本新株予約権の割当日から上記(9)の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値

の50%を下回った場合は、その時点において、上記(9)の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(9)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

Ⅲ. 第27回新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の割当日

2022年9月13日

(2) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2022年9月13日

(3) 本新株予約権の数

20,000個

(4) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 2名 20,000個

(5) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 2,000,000株（第27回新株予約権 1個当たり100株）

(6) 発行価額

新株予約権 1個当たり261円

(7) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額

1株当たり29.7円

行使価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他一定の事由が生じた場合に適宜調整される。

(8) 新株予約権の行使期間

2023年10月1日から2027年7月31日まで

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2023年6月期、2024年6月期及び2025年6月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが2,500百万円以上の場合に、本新株予約権を行使することができる。

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、EBITDAの額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益

計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDAの額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- A) 本新株予約権の割当日から2023年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の5%
- B) 本新株予約権の割当日から2024年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の5%
- C) 本新株予約権の割当日から2025年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の10%
- D) 本新株予約権の割当日から2026年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の10%
- E) 本新株予約権の割当日から2027年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の70%
- ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- (10) 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社は、本新株予約権の割当日から上記(9)の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記(9)の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定め

る日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ③ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(9)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行)

当社は、2022年8月15日開催の取締役会において、Amazon.com, Inc.(以下「アマゾン」という。)との間で同日付で Capital and Business Alliance Agreement(「本業務資本提携契約」という。)を締結するとともに、アマゾンに対して第三者割当の方法により第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第24回新株予約権の発行を行うことについて決議いたしました。

また、当社は、三井物産株式会社(以下「三井物産」という。)との間で同日付で同社との業務提携に関する覚書を締結するとともに、三井物産に対して第三者割当の方法により第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことについて決議いたしました。

さらに、当社は、トリプルフォー投資事業組合(以下「トリプルフォー」という。)に対して第三者割当の方法により第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことについて決議いたしました。

加えて、当社は、当社代表取締役社長吉松徹郎の資産管理会社である株式会社ワイ(以下「ワイ」という。)に対して第三者割当により発行される第25回新株予約権の発行を行うことについて決議いたしました。

概要は以下の通りとなっております。

I. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 募集の方法

第三者割当の方法により、アマゾンに割り当てる。

(2) 発行価額の総額

2,500百万円

(3) 払込期日

2022年9月6日

(4) 償還方法

額面100円につき金100円

(5) 償還期限

2025年9月6日(銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日)

(6) 利率

本社債には利息は付さない。

(7) 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式(単元株式数 100株)

(8) 本新株予約権の数

10個

(9) 本新株予約権の目的となる株式の数

9,541,984株

- (10) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額
 - ① 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
 - ② 転換価額は、1株当たり262円とする。
 - ③ 転換価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他一定の事由が生じた場合に適宜調整される。
- (11) 新株予約権の行使期間
2022年9月7日から2025年9月5日までとする。

II. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

- (1) 募集の方法
第三者割当の方法により、三井物産に割り当てる。
- (2) 発行価額の総額
1,500百万円
- (3) 払込期日
2022年9月6日
- (4) 償還方法
額面100円につき金100円
- (5) 償還期限
2025年9月6日(銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日)
- (6) 利率
本社債には利息は付さない。
- (7) 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式(単元株式数 100株)
- (8) 本新株予約権の数
6個
- (9) 本新株予約権の目的となる株式の数
5,725,190株
- (10) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額
 - ① 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
 - ② 転換価額は、1株当たり262円とする。
 - ③ 転換価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他一定の事由が生じた場合に適宜調整される。
- (11) 新株予約権の行使期間
2022年9月7日から2025年9月5日までとする。

III. 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

- (1) 募集の方法
第三者割当の方法により、トリプルフォーに割り当てる。
- (2) 発行価額の総額
1,000百万円
- (3) 払込期日

2022年9月6日

- (4) 償還方法
額面100円につき金100円
- (5) 償還期限
2025年9月6日(銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日)
- (6) 利率
本社債には利息は付さない。
- (7) 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式(単元株式数 100株)
- (8) 本新株予約権の数
4個
- (9) 本新株予約権の目的となる株式の数
3,816,793株
- (10) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額
 - ① 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
 - ② 転換価額は、1株当たり262円とする。
 - ③ 転換価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他一定の事由が生じた場合に適宜調整される。
- (11) 新株予約権の行使期間
2022年9月7日から2025年9月5日までとする。

IV. 第24回新株予約権に関する事項

- (1) 募集の方法
第三者割当の方法により、アマゾンに割り当てる。
- (2) 発行価額 (払込価額)
114百万円 (第24回新株予約権1個当たり 261円)
- (3) 払込期日
2022年9月6日
- (4) 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式 (単元株式数 100株)
- (5) 本新株予約権の数
436,047個
- (6) 本新株予約権の目的となる株式の数
43,604,700株 (第24回新株予約権1個当たり 100株)
- (7) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額
1株当たり262円
行使価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他一定の事由が生じた場合に適宜調整される。
- (8) 新株予約権の行使期間
2022年9月7日から2027年9月6日まで

(9) 新株予約権の行使の条件

原則として、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全てが転換された後でないとは行使できない。

V. 第25回新株予約権に関する事項

(1) 募集の方法

第三者割当の方法により、ワイに割り当てる。

(2) 発行価額（払込価額）

18百万円（第25回新株予約権1個当たり 261円）

(3) 払込期日

2022年9月6日

(4) 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式（単元株式数 100株）

(5) 本新株予約権の数

70,000個

(6) 本新株予約権の目的となる株式の数

7,000,000株（第25回新株予約権1個当たり 100株）

(7) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額

1株当たり262円

行使価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他の一定の事由が生じた場合に適宜調整される。

(8) 新株予約権の行使期間

2022年9月7日から2027年9月6日まで

以上の新規発行により、以下の資金使途に充当する予定です。

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 2022年10月に予定されている長期借入金の一括返済資金	5,058百万円	2022年10月
② テクノロジー投資	11,018百万円	—
(内訳)		
a. サービス開発のためのソフトウェア開発	(6,358百万円)	2023年1月 ～2027年12月
b. IT基盤や情報セキュリティ強化のためのテクノロジー投資	(4,660百万円)	2023年1月 ～2027年12月
③ 2022年11月以降に返済が予定されている借入金の返済	2,240百万円	2022年11月 ～2027年12月
合計	18,316百万円	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物(建物附属設備を除く)は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

その他 4～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 投資損失引当金

投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主として、On Platform事業のサービスの提供については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務が充足されるにしたがって、収益を認識しております。顧客へのサービスの提供が当社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

② 連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。また、広告に係る製作費について、従来制作物の納品時に一時点で収益を認識しておりましたが、広告の掲載にあわせて一定期間にわたって計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響

額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は108百万円減少し、売上原価は102百万円減少し、営業損失は6百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は9百万円減少しております。1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「預り金」は、当事業年度より「契約負債」及び「預り金」に含めて表示しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「1年内回収予定の関係会社長期貸付金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	4,856
関係会社短期貸付金	2,182
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,004
関係会社長期貸付金	1,938
貸倒引当金(流動)	△1,527

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社に対する投資等、市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理することとしております。また、発行会社の直近の計算書類を基礎に算定した1株当たりの純資産に所有株式数を乗じた金額をもって実質価額とするほか、発行会社の超過収益力を反映して買収した会社については、超過収益力等を反映した価額を実質価額としております。また、財政状態が悪化した関係会社への貸付金については、個別に回収可能性を評価し、回収不能と認められる金額について引当金を計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額の算定及び貸付金の回収可能金額の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。その見積りの基礎となる将来計画の成長率の合理性を主要な仮定として、将来キャッシュ・フローを算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の仮定は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	521百万円
短期金銭債務	280百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

307百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 698百万円

仕入高 398百万円

販売費及び一般管理費 258百万円

営業取引以外の取引による取引高（収入分） 1,413百万円

営業取引以外の取引による取引高（支出分） 51百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式 2,693,567株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	286百万円
関係会社株式	236百万円
ポイント未使用額	99百万円
貸倒引当金	477百万円
賞与引当金	30百万円
営業投資有価証券	123百万円
税務上の繰越欠損金	765百万円
その他	114百万円
繰延税金資産小計	<u>2,129百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△720百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,140百万円
評価性引当額小計	<u>△1,860百万円</u>
繰延税金資産合計	269百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△156百万円</u>
繰延税金負債小計	<u>△156百万円</u>
繰延税金資産の純額	114百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注) 3	科目	期末残高 (百万円) (注) 3
子会社	株式会社 アイスタイルリ テール	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 資金の貸付 連結納税	CMS取引 (短期貸付) (注) 1、2	1,282	関係会社 短期貸付 金	1,424
				CMS取引 (長期貸付の減少) (注) 1	192	関係会社 長期貸付 金(1年内 含む)	2,128
				利息の受取	23	—	—
				連結納税に伴う受 取予定額等	222	未収入金	250
	株式会社 メディア・グロ ープ	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 資金の借入 配当金の受取	CMS取引 (短期借入) (注) 1、2	275	関係会社 短期借入 金	65
				利息の支払	1	—	—
				配当金の受取	300	—	—
	株式会社 アイスタイル キャリア	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 資金の借入 配当金の受取	CMS取引 (短期借入) (注) 1、2	352	関係会社 短期借入 金	172
				利息の支払	1	—	—
				配当金の受取	250	—	—
	株式会社 アイスタイル トレーディン グ	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 資金の借入 配当金の受取	CMS取引 (短期借入) (注) 1、2	535	関係会社 短期借入 金	195
				利息の支払	2	—	—
配当金の受取				400	—	—	

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円) (注) 3	科目	期末残高(百万円) (注) 3
子会社	istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 資金の貸付	資金の貸付 (注) 4、5	—	関係会社 短期貸付 金	703
				資金の貸付 (注) 4、5	—	関係会社 長期貸付 金(1年内 含む)	815
				利息の受取	29	その他(流 動資産)	22
	istyle Inc. USA	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 増資の引受	増資の引受	205	—	—
	istyle Global (Singapore) Pte.Limited	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 資金の借入 配当金の受取	資金の借入 (注) 4	1,300	関係会社 長期借入 金	1,892
				借入金の返済 (注) 4	408		
				利息の支払	40	未払費用	56
				配当金の受取	408	—	—
	i-TRUE Communications Inc.	(所有) 直接 40.2 間接 26.1 合計 66.2	役員の派遣 資金の借入	資金の借入 (注) 4	—	関係会社 短期借入 金	260
				利息の支払	6	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)での貸付及び借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 取引額には、事業年度中のCMSによる平均残高を記載しております。
3. 上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
4. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して決定しております。
5. 当事業年度において485百万円の貸倒引当金繰入額を追加計上し、関係会社短期貸付金・関係会社長期貸付金(1年内含む)に対し、1,518百万円の貸倒引当金を設定しております。

10. 収益認識に関する注記

連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 85.58円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 7.23円 |

(注)「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は0.19円減少し、1株当たり当期純利益は0.06円減少しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「11.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。